



【coffee break】 2011.11.28

被災者の相続放棄は熟慮期間にご留意下さい（続報）

本日は、東日本大震災関連の INFO です。

被災者の相続放棄は熟慮期間にご留意下さい（続報）

先般、当メールマガジンにおいて、東日本大震災の被災者様について、相続放棄等の熟慮期間が延長される旨をご紹介させていただきました。

（ご参考）

【coffee break】 2011.6.17

被災者の相続放棄は熟慮期間にご留意下さい

<http://www.kidooffice.com/01/110617coffeebreak.pdf>

法務省HP

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00092.html

民法では、相続の承認又は放棄をする期間が「自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内」と規定されておりますが（民法第 915 条）相続人が東日本大震災の被災者であり、且つ、当該被災地が法律が規定している適用区域に該当する場合に限り、上記期間を平成 23 年 11 月 30 日まで延長するという内容でした。

つまり、明後日に到来します「平成 23 年 11 月 30 日」をもって、こちらの延長期間が満了しますので、該当する方はご留意ください。

< 熟慮期間の伸長はできるか？ >

現在時点で、未だ相続財産の特定が出来ていない方や、共同相続人の一部の方が行方不明等で、相続を放棄するか否かの方針が決まっていない方も多くいらっしゃるかと思います。

この場合、通常どおり家庭裁判所に熟慮期間の伸長の申立をする対応策もございますので、ご参考にして頂けると幸いです。

【coffee break】 2011.11.28

相続の承認又は放棄の期間の伸長の申立書

http://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/syosiki/syosiki_01_52.html

当件の情報は、私も所属しております「絆の会」のメンバー・弁護士白木麗弥先生からご提供いただきました。

東日本大震災 延長された相続の熟慮期間が 11 月 30 日で切れます！

伸長はお早めに～

<http://ameblo.jp/kizunanokai/entry-11088587289.html>

限られた時間での決断・対応は、まさに時間との勝負となりますので、ご不明な点は、弁護士・司法書士等のプロフェッショナル、及び、(亡くなった方の最後の住所にある)家庭裁判所等にご相談されることをお勧めします。

今後とも宜しく願い申し上げます。